

この入札説明書は、本件業務に係る入札告示する業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 業務内容

### (1) 委託する業務の件名等

消防用設備等、防火対象物及び防火設備点検委託業務

### (2) 業務の場所

彩の国すこやかプラザ（埼玉県社会福祉総合センター）

### (3) 委託する業務の仕様その他明細

別紙「業務委託共通仕様書」及び各種「仕様書」参照

### (4) 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 2 入札の方法等

### (1) 持参により行う。

参加する者については、別紙「入札参加者の心得」等を熟読の上、参加すること。

### (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (3) 競争入札参加者は、入札説明書、契約書、仕様書その他の資料を熟読の上、入札に参加しなければならない。この場合、当該仕様書等について疑義がある場合は、説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### (4) 郵便、電話、ファックス、Eメール等による入札は認めない。

## 3 入札に参加できる者の形態

単体企業（事業協同組合を含む。）のみ

## 4 競争入札に参加することができない者等

### (1) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、競争入札に参加することができない。

### (2) 次の各号の一に該当すると認められる者は、その事実があった後2年間は競争入札に参加することができない。

ア 本会と契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、または物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

- イ 公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために他の者と連合した者。
  - ウ 落札者が契約を結ぶことまたは契約者が契約を履行することを妨げた者。
  - エ 監督または検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者。
  - オ 正当な理由がなくして本会との契約を履行しなかった者。
  - カ 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者。
  - キ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (3) 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者は競争入札に参加させないことがある。
- (4) 次の各号の一に該当すると認められる者は、競争入札に参加することができない。
- ア 埼玉県財務規則第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者。
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法に基づく更生手続開始決定がされている者。
  - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法に基づく更生手続開始決定がされている者。
  - エ 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年4月1日）に基づく入札参加停止措置を受けている者。
  - オ 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日）に基づく入札参加除外措置を受けている者。

## 5 競争入札参加資格

本案件である業務委託入札に参加する者の資格は、次のとおりである。

- (1) 埼玉県が令和3年4月1日から令和8年2月28日の間に実施した一般競争入札において、落札実績のある業者または彩の国すこやかプラザにおいて管理実績のある業者。
- (2) 埼玉県が電子入札総合案内の競争参加資格者名簿に基づき、業種区分「建築物管理」のA等級に格付けされている業者。
- (3) さいたま市に本店または主たる事務所を記している業者または住民票を登録している業者。

## 6 競争入札参加資格審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

### (1) 入札参加資格審査申請書等の提出

この入札に参加を申し込む者は、登記簿謄本（または、住民票抄本）、誓約書、業務実績を証明できる書類を持参または郵送（書留郵便に限る。）の方法で提出しなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

(2) 入札参加資格審査申請書等の入手方法

本会ホームページから入手すること。ただし、ホームページから入手できない者は、次の交付場所において紙媒体で交付する。(事前に電話連絡により連絡すること。)

〒330-8529

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4丁目2番65号 彩の国すこやかプラザ内

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 総務・人事部 (担当：佐藤)

電話048-822-1191

ホームページアドレス：<http://www.fukushi-saitama.or.jp/>

(3) 提出受付期間及び提出場所

ア 提出受付期間

令和8年2月25日(水)から同年3月9日(月)午後5時まで(必着)

(この提出受付期間を過ぎて提出した入札参加資格審査申請書は無効とする。)

また、持ち込みの場合、土日は除く。)

イ 提出場所

(2)の場所

(4) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、E-mailにより、令和8年3月12日(木)に通知する。  
ただし、参加資格が認められない場合は、併せて電話にて連絡する。

7 入札説明書及び契約書、仕様書の入手方法、入手期間及び質問に関する事項

(1) 入手方法

6(2)と同じ。

(2) 入手期間

ア ホームページ公告期間

令和8年2月25日(水)から同年3月9日(月) 午後5時まで

イ 紙媒体による交付期間

令和8年2月25日(水)から同年3月9日(月) 午後5時まで

(ただし、土日は除く)

(3) 質問に関する事項

入札参加資格の確認通知に記載する。

8 入札に関する事項

(1) 別紙「入札参加者心得」を参照

(2) 入札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4丁目2番65号

彩の国すこやかプラザ 2階研修室1・2

イ 日時

令和8年3月19日(木) 15時30分

ただし、場所及び日時を変更する場合は、入札参加者資格があると認められる者に通知する。

9 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

10 入札を無効とし、または競争入札参加資格を失うこととなる事項

別紙「入札が無効となる場合」を参照。

11 その他必要な事項

入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒330-8529

さいたま市浦和区針ヶ谷4丁目2番65号 彩の国すこやかプラザ内

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 総務・人事部

電話048-822-1191 FAX048-822-3078

様式 1

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会  
会 長 山 口 宏 樹 様

住 所

代表者名 印

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、必要な書類を添えて入札参加資格の確認を申請します。

### 記

1 件 名 彩の国すこやかプラザ消防用設備等、防火対象物及び防火設備点検委託業務

2 連絡先担当者

所属・氏名

電話番号 ( )

F A X ( )

E-mail



## 一般競争入札参加資格に関する誓約書

令和 年 月 日

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会  
会長 山口 宏 樹 様

住 所

代表者名

印

下記の案件に係る一般競争入札に参加するに当たり、次のいずれにも該当していないことを誓約いたします。

### 記

件 名	彩の国すこやかプラザ消防用設備等、防火対象物及び防火設備点検委託業務
-----	------------------------------------

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、または物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- (3) 公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために他の者と連合した者。
- (4) 落札者が契約を結ぶことまたは契約者が契約を履行することを妨げた者。
- (5) 監督または検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者。
- (6) 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者。
- (7) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者。
- (8) (1)～(7)に該当する事実があった後2年を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (9) 埼玉県の財務規則第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者。
- (10) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者で、同法に基づく更正手続開始決定がされていない者。
- (11) 民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者で、同法に基づく更正手続開始決定がされていない者。
- (12) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者。
- (13) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者。

# 一般競争入札参加資格確認通知書

令和 年 月 日

(各業者) 様

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会  
会長 山口 宏 樹

下記の案件に係る一般競争入札において、参加を認めますので必要書類を準備の上、参加してください。

## 記

- 1 件 名 彩の国すこやかプラザ消防用設備等、防火対象物及び防火設備点検委託業務
- 2 入札日時等 令和8年3月19日(木) 15時30分  
(場所: 彩の国すこやかプラザ2階 研修室1・2)
- 3 必要書類等 入札書類一式、印鑑  
ただし、委任状については、代理人が出席する場合のみ必要。

## 4 質問に関する事項

仕様書等について質問がある場合は、令和8年3月13日(金)までに次の担当あてにE-mail(もしくはFAX)で送付の上、確認の電話をしてください。いただいた質問及び回答については、令和8年3月17日(火)午後5時に本会ホームページにて公開する予定です。

E-mail [keieikikaku@fukushi-saitama.or.jp](mailto:keieikikaku@fukushi-saitama.or.jp) 総務・人事部(佐藤)あて  
(FAX 048-822-3078)

HPアドレス: <http://www.fukushi-saitama.or.jp/>

## 入札（見積合わせ）参加者心得

- 1 別紙「入札が無効となる場合」を熟読し参加してください。
- 2 入札は、一般公開（傍聴対象）とします。
- 3 入札（見積合わせ）（以下、「入札等」という。）は、各社（者）1名の参加とします。
- 4 天変地異など特別の事情がある場合を除き、遅刻は一切認めませんので、時間厳守に十分留意してください。入札等開始後は、会場に入室できません。
- 5 会場内では静粛にし、私語は慎んでください。
- 6 代理人をして入札等される場合は、委任状を提出してください。
- 7 入札等には予定価格を設けています。予定価格以内での落札者がいない場合は原則引き続き再度入札を2回まで行います。それでも落札者がいない場合は入札を打ち切り、引き続き希望の業者との随意契約（見積折衝）を行います。
- 8 入札書の首標金額と内訳金額欄は、消費税及び地方消費税を含まずに記入してください。  
ただし、随意契約用見積書には、消費税及び地方消費税を含んだ額を記入してください。
- 9 入札書の首標金額と内訳金額が相違している場合は、首標金額を採用します。
- 10 入札途中で辞退する場合は、入札書の首標金額欄の右側に辞退と記入してください。  
なお、入札書の記載事項は全て記入（押印も必要）してください。
- 11 予定価格以内での、最低価格業者が複数いる場合は、くじ引きで落札業者を決定します。  
なお、くじ引きは辞退できません。
- 12 入札に使用する印鑑を必ず持参してください。
- 13 入札等執行中は、入札等担当職員の許可がなければ上記10の「辞退」をした場合であっても退室できません。
- 14 入札等の執行を妨害する者、入札等担当職員の指示に従わない者は会場から退室していただきます。

## 入札が無効となる場合

- 1 入札者の押印のない入札書によるもの。
- 2 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書によるもの。  
(ただし、「首標金額」の訂正は不可→無効とします。)
- 3 押印された印影が明らかでない入札書によるもの。
- 4 破産者で復権を得ない者など、入札に参加する資格のない者がしたもの（地方自治法施行令第167条の4ほか）。
- 5 記載すべき事項の記入のない入札書、又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの。  
(品名、納入期限、納入場所などの記入漏れ、記入誤りには特に注意。)
- 6 代理人で委任状を提出しない者がしたもの。
- 7 他人の代理を兼ねた者がしたもの。
- 8 2通以上の入札書を提出した者、又は2以上の者の代理をした者がしたもの。
- 9 その他、入札に関する条件に違反した入札をしたもの。

(初度・再度入札用)

# 入 札 書

令和 年 月 日

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

会 長 山 口 宏 樹 様

住 所

社 名

代表者名

㊞

上記代理人

氏 名

㊞

下記のとおり入札いたします。

業務名 彩の国すこやかプラザ消防用設備等、防火対象物及び防火設備点検委託業務

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

消費税及び地方消費税を含まず。

## 内 訳

品 名	数 量	単 価	金 額	摘 要
		円	円	

仕様：埼玉県社会福祉協議会指定仕様による。

(初度・再度入札用) (記入上の注意)

# 入札書

入札日で記入してください。

令和 年 月 日

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

会長 山口宏樹様

住所 代理人での入札の場合は

社名 押印は不要です。 ↓

代表者名 ⑩

上記代理人

氏名 ⑩

下記のとおり入札いたします。

代理人での入札の場合は委任状の代理人の印と同一の印を押してください。 ↑

業務名 彩の国すこやかプラザ消防用設備等、防火対象物及び防火設備点検委託業務

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
		¥←	←忘	れず	に記	入し	てく	ださ	い。

消費税及び地方消費税を含まず。

## 内 訳

品名	数量	単価	金額	摘要
彩の国すこやかプラザ空調設備及び水・ガス設備保守点検委託業務		円	円	

仕様：埼玉県社会福祉協議会指定仕様による。

(随意契約用)

# 見 積 書

令和 年 月 日

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

会 長 山 口 宏 樹 様

住 所

社 名

代表者名

㊞

下記のとおり見積いたします。

業務名 彩の国すこやかプラザ消防用設備等、防火対象物及び防火設備点検委託業務

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

消費税及び地方消費税を含みます。

## 内 訳

品 名	数 量	単 価	金 額	摘 要
		円	円	
小 計				
消費税及び地方消費税				

仕様：埼玉県社会福祉協議会指定仕様による。

(随意契約用)

( 記 入 上 の 注 意 )

見 積 書 入札日で記入してください。

令和 年 月 日

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

会 長 山 口 宏 樹 様

住 所

社 名

代表者名

㊞

下記のとおり見積いたします。

業務名 彩の国すこやかプラザ消防用設備等、防火対象物及び防火設備点検委託業務

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
		¥←	←忘	れず	に記	入し	てく	ださ	い。

消費税及び地方消費税を含みます。

内 訳

品 名	数 量	単 価	金 額	摘 要
彩の国すこやかプラザ空調設備及び水・ガス設備保守点検委託業務		円	円	
小 計				
消費税及び地方消費税				

仕様：埼玉県社会福祉協議会指定仕様による。

# 委任状

令和 年 月 日

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

会 長 山 口 宏 樹 様

住 所

社 名

代表者名

㊞

私は、 \_\_\_\_\_ ㊞ を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和 年 月 日に社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会において施行される

彩の国すこやかプラザ消防用設備等、防火対象物及び防火設備点検委託業務の一般

競争入札及び見積に関する一切の件。

( 記 入 上 の 注 意 )

# 委 任 状

令和 年 月 日

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

会 長 山 口 宏 樹 様

業者登録申請書において  
「代理人」を定めている  
場合は、当該名義でも可

住 所

→ 社 名

代表者名

㊞

代理人の印を押してください。

↑

↓

代表者印を押してください。

私は、 \_\_\_\_\_ ㊞ を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

入札日で記入してください。

↓

令和 年 月 日に社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会において施行される

彩の国すこやかプラザ消防用設備等、防火対象物及び防火設備点検委託業務の一般

競争入札及び見積に関する一切の件。

**彩の国すこやかプラザ消防用設備等、防火対象物及び防火設備点検委託業務  
保守点検委託業務契約書（案）**

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下乙という。）とは、彩の国すこやかプラザに設置した消防用設備・非常用自家発電設備の保守点検委託業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

- 第1条 甲は、業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。甲と乙はこの契約書（仕様書を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を履行しなければならない。
- 3 乙は、業務を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物がある場合には甲に引き渡すものとし、甲は、その委託金額を支払うものとする。
- 4 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（契約の履行）

第2条 乙は、別添業務委託共通仕様書及び業務委託仕様書に基づいて、この契約を履行しなければならない。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 甲は、業務に係る委託料として次に掲げる金額を乙に支払うものとする。

委託料 金 円

内、取引に係る消費税額

及び地方消費税額 金 円

- 2 甲は、第1項の委託料について、業務履行の確認後、乙の請求書を受理した日の属する月の翌月末に支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第7条 乙は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(業務の調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(契約の変更)

第9条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第10条 この契約に関し、乙（共同企業体の場合にあつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、この契約の委託金額（この契約締結後、委託金額の変更があつた場合には、変更後の委託金額）の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入

札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（４）この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第 8 9 条第 1 項に規定する刑が確定したとき。

（５）この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 9 6 条の 6 に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 乙が前 2 項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をした日までの日数に応じ、年 2. 5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

#### （甲の催告による契約の解除）

第 1 1 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

この契約の義務を履行しないとき。

（１）正当な理由なく受託した業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

（２）前号に掲げる場合のほか、この契約の義務を履行しないとき。

#### （甲の催告によらない契約の解除）

第 1 2 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）第 6 条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

（２）この契約の締結及び履行に当たり、不正の行為をしたとき。

（３）履行期間内に受託した業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

（４）この契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（５）この契約の債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（６）この契約の受託した業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

（７）乙からこの契約の解除の申入れがあったとき。

（８）乙が、銀行取引を停止されたとき。

（９）乙が、その責めに帰すべき事由により情報漏えい等の事故が発生したとき。

（１０）前各号のほか、この契約の条項又は業務委託共通仕様書及び業務仕様書に違反したとき。

（１１）乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

- ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、第 1 項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議して契約を解除することができる。

#### （損害賠償）

- 第 1 3 条 乙は、前条の規定により、この契約が解除されたときは、委託金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。ただし、当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、甲に生じた損害の額が、当該契約保証金及び当該違約金の額を超えるときは、乙は、その超える額を甲の請求に基づき速やかに甲に支払わなければならない。
  - 3 前条の規定により、この契約が解除された場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

#### （監督員に従う責務）

第 1 4 条 乙は、甲が指定した監督員と協議の上、誠実に契約を履行しなければならない。

#### （違約金）

第 1 5 条 乙は、乙の責めに帰すべき理由により契約の履行遅滞があったときは、遅延日数に応じ、委託金額に年 2.5 パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として

甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は業務の履行以外の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、業務に従事する乙の従業員についても同様の義務を負い、その責を免れない。

(従事者の監督)

第17条 乙は、本件業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）法第66条、第67条、第176条及び第180条の規定の内容を周知し、従事者から誓約書（別記様式）の提出を受けなければならない。

2 乙は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、甲に対し、その写しを提出しなければならない。

3 乙は、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して第15条第1項により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(損害のために生じた経費の負担)

第18条 業務の処理に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

(安全管理措置)

第19条 乙は、個人情報の管理責任者、従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理に関する定めを作成するなど必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の規定により定めを作成するなど必要かつ適切な措置を講じたときは、甲に対し、その内容を報告しなければならない。

3 甲は、個人情報の安全管理が図られるよう、乙に対して必要かつ適切な監督を行う。

(利用及び提供の制限)

第20条 乙は、甲の承認がある場合を除き、その取り扱う個人情報を本件業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。本件業務を行わなくなった後においても、同様とする。

(提供を受ける者に対する措置要求)

第21条 乙は、その取り扱う個人情報を第三者に提供する場合において、甲と協議の上、その取り扱う個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の

個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(複製等の禁止)

第22条 乙は、その取り扱う個人情報が記録された資料等の複製、持ち出し、送信その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りではない。

(資料等の返還)

第23条 乙は、本件業務を行わなくなった場合は、その取り扱う個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「返還対象資料等」という。）を速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承諾を受けたときは、甲立会いの下に返還対象資料等を廃棄することができる。

3 前2項の規定は、乙が本件業務を行う上で不要となった返還対象資料等について準用する。

(取扱状況の報告等)

第24条 乙は、甲に対し、甲、乙双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で、その取り扱う個人情報の取扱状況等について、甲が認めた場合を除き書面により報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が取り扱う個人情報の取扱状況について、必要に応じ報告を求め、実地に調査をすることができる。

3 甲は、乙に対し、前2項の規定による報告又は調査の結果に基づき、必要な指示をすることができる。

(安全確保上の問題への対応)

第25条 乙は、本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。

2 乙は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の安全確保に係る場合には、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を甲と協力して講じなければならない。

(障害者の雇用)

第26条 乙は、障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に定めるものをいう。以下本条において「障害者」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、業務の実施に当たり、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

(1) 障害者の雇用の促進等に関する法律第5条の規定に基づき、障害者の能力及びその適正に応じて、障害者を直接雇用（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平

成5年法律第76号)第2条に規定する労働者の雇用を含む。)すること。

(2) 本契約に係る業務の一部について障害者による役務の提供を受けるために、障害者、施設(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設、同条第21項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第6項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設若しくは小規模作業所)又は前記施設及び公共職業安定所から紹介又は斡旋等を受けた団体等に対して、これを委託すること。

(3) 障害者基本法等障害者に関する関係法令や障害者の自立を支援し、雇用を促進することなど、障害者の自立及び社会参加の支援等のための取り組みを実施すること。

2 乙は、業務を実施した年度及び契約期間の終了後速やかに、前項の規定に基づき実施した事項についての報告を、甲に行わなければならない。

(乙の業務従事者の災害に対する措置)

第27条 乙は、業務の実施に関し生じた乙の委託業務従事者の災害については、全責任をもって措置し、甲は何ら責任を負わない。

(乙の法令上の責任)

第28条 乙は、労働基準法(昭和22年法律第49号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律57号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)等の労働関係諸法令を遵守するとともに、雇用者又は使用者として、従業員に係る労務に関する一切の責任を負い、かつ責任をもって管理し、甲に対し責任を及ぼさないものとする。

(負担区分)

第29条 業務実施のため、乙が使用する電気、ガス、水道及び電話の料金の負担は、実施場所における必要最小限度のものについて甲が負担するものとし、他は乙の負担とする。なお、業務委託仕様書で負担区分が明記してあるものについては、その負担区分によるものとする。

(契約の費用)

第30条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第31条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。)から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報(次項において「報告等」という。)をしなければならない。

2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

(定めのない事項)

第32条 前各条に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲・乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4丁目2番65号  
甲 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会  
会 長 山 口 宏 樹 印

乙

印

(別記様式)

## 誓 約 書

私は、本件業務（〇〇〇〇業務）に従事するにあたり、その業務を通じて取り扱う個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条（安全管理措置）、第67条（従事者の義務）、第176条及び第180条（罰則）の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、本件業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の関係法令が適用されることを自覚し、本件業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

### 記

説明した者 〇〇〇（乙の名称）

〇〇〇（本件業務に関する総括責任者の役職名） 〇〇〇〇（氏名）

令和 年 月 日

氏 名 印

（注）ここで「従事者」とは、乙の組織内において、乙の指揮命令系統に属し、本件業務に従事しているすべてが含まれる。いわゆる正規職員・社員等に限られず、また、乙と雇用関係にあることは要件ではない。すなわち、いわゆるアルバイトや派遣労働者、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の代表者又は法人若しくは人の代理人も含まれる。

# 業務委託共通仕様書

この仕様書は業務の実施に係る共通事項を示すものであって、実施に当たっては、委託者（以下「甲」という。）・受託者（以下「乙」という。）誠意をもって行うものとする。

（法令の遵守）

- 1 乙は、業務の実施に当たっては、関係諸法令に基づき、甲が定めた諸規定を遵守しなければならない。

（業務の実施）

- 2 乙は、業務の実施に当たっては、資格、技能等実施場所に適した従業員を、実施場所に適した人数で配置しなければならない。

（2）乙は、誠実かつ善良なる管理者の注意義務をもって業務を行うものとする。

（業務の実施責任）

- 3 乙の行った業務の実施に瑕疵があり、又は善良なる管理者の注意を欠いたために不完全な実施がされた場合は、乙は、甲に対し直ちに完全な実施となるよう補完するものとする。ただし、乙の責めに基づかないときはこの限りでない。

（責任者の決定）

- 4 乙は、業務の実施に当たり、乙を代理する責任者を選任し、様式1により甲に届け出るとともに、次の任に当たらせるものとする。

①業務の実施に関する甲との連絡及び調整

②業務仕様書に基づく細部事項の打ち合わせ

③業務に従事する乙の従業員の管理及び指揮監督

（2）甲又は甲の指定した監督員は、業務の実施に関し、仕様書に基づく注文等は、乙の選任した責任者に対して行うものとし、乙の従業員に対し直接これを行ってはならない。

（規律の維持）

- 5 乙は、業務に従事する従業員の教育に万全を期すとともに、風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努めるものとする。

（2）乙は、乙の定める制服を着用させるものとする。この場合、乙の従業員であることを明確にするため、会社名及び従業員の氏名を表示した名札等をあわせて着用するものとする。

（業務の計画及び実施報告）

- 6 乙は、本契約に基づき、業務に関する実施計画を様式2により策定し、計画的に業務を実施するものとする。ただし、甲において、実施上異議があるときは、甲・乙協議するものとする。

(2) 乙は、業務を実施したときは、日誌、報告書等の書面をもって、速やかにその状況を甲に報告するものとする。

(3) 甲は、乙に対し、随時業務の実施状況の報告を求めることができる。

(実施の確認)

7 乙は、業務に係る委託料を甲に請求するときは、様式3により甲の指定する検査員の確認を受けるものとする。

(異常又は事故報告)

8 乙は、建物本体、付帯施設・設備等に損傷又は不良の箇所を発見したときは、その旨を直ちに甲に連絡するものとする。

(2) 事故が発生したときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに、甲に書面により報告するものとする。

(災害時の対応)

9 災害時は、消防計画に基づき、初期消火、来館者の避難誘導等を行うこととする。

(その他)

10 業務の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

①火気の使用に当たっては、十分に留意するものとする。

②事務室等の鍵が必要な場合、甲・乙協議の上、様式4により貸与するものとする。

貸与を受けた鍵は慎重に取り扱うものとし、業務を実施するために必要な時間と場所に限り使用するものとする。また、鍵の複製を作成してはならない。

③電気、ガス及び水の使用に当たっては、極力節約に努めるものとする。

④水の使用又は機械器具等の使用により、建物・器物等に損傷を与えぬよう注意するものとする。

⑤控室の使用、器具等の保管については、安全・衛生に注意するものとする。

様式1

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_業務責任者選任届

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会会長あて

社 名

代表者名

\_\_\_\_\_業務に関わる責任者を下記のとおり選任したので、届け出ます。

記

総括責任者	



様式3

業務実施確認願い

令和 年 月 日

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会会長 様

社 名  
代表者名 ⑩

令和 年 月分の 業務について、  
確認願います。

検 査 調 書

令和 年 月 日

令和 年 月分の 業務について  
は、下記のとおり検査確認いたしました。

職・氏名

業務	検査意見	検査に使用した書類
		契約書・仕様書・業務日誌

様式4

令和 年 月 日

貸 与 願 い

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会会長 様

社 名

代表者名

\_\_\_\_\_業務のため、下記のとおり貸与  
願います。

記

1 貸与品

グランドマスターキー	個
警備用マスターカード	個

2 貸与期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

## 彩の国すこやかプラザ消防用設備等、防火対象物及び防火設備点検委託業務仕様書

(業務対象施設)

1 業務対象施設は次の施設とする。

所在地 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65  
名称 彩の国すこやかプラザ  
構造・規模 鉄筋コンクリート造 地上5階  
延べ床面積 6801.98㎡  
用途 消防法施行令 別表第一(16)項イ

(業務対象期間)

2 業務の期間は次のとおりとする。

令和8年4月1日～令和13年3月31日

(業務内容)

3 業務の内容は、次の設備に関する消防法第17条の3の3に定める点検等、消防法第8条の2の2に基づく防火対象物点検及び建築基準法第12条に基づく防火設備点検とする。

なお、各設備の主な項目等については別紙1参照のこと。ただし現況と異なる場合は現況を優先とする。

- (1) 自動火災報知器設備 (R型)
- (2) 防排煙設備
- (3) ガス漏れ火災警報設備
- (4) 非常放送設備
- (5) 誘導灯及び誘導標識
- (6) 消火器
- (7) 避難設備 (救助袋)
- (8) 屋内・屋外消火栓設備
- (9) 連結送水管設備 ※耐圧試験含む
- (10) 非常用自家発電設備 ※負荷試験含む

(実施時期)

4 業務の実施時期は次のとおりとする。

- (1) 消防法第17条の3の3に定める点検
  - ①機器・総合点検 毎年度9月
  - ②機器点検 毎年度3月
  - ③連結送水管設備耐圧試験 令和8年度9月、令和11年度9月
  - ④非常用自家発電設備負荷試験 毎年度1回(上記①、②の点検時期に併せて実施すること)
- (2) 消防法第8条2の2に基づく防火対象物点検 毎年度1回  
(上記(1)①、②の点検時期に併せて実施すること)
- (3) 建築基準法第12条に基づく防火設備点検 毎年度1回  
(上記(1)①、②の点検時期に併せて実施すること)

(業務責任者の選定)

- 5 受託者(以下乙という。)は、上記の保守、点検業務を行うため、業務責任者を定め委託者(以下甲という。)に通知しなければならない。変更が生じた場合も同様とする。

(業務計画書の作成)

- 6 乙は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施行程、業務を行う者が有する資格等、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を甲に提出することとする。

(業務の安全衛生)

- 7 業務担当者の安全衛生に関する事項は、業務責任者が管理者となり関係法令にしたがって実施することとする。

(危険防止の処置)

- 8 乙は、保守点検の実施にあたっては必要な安全処置を講じ、未然に事故等の発生を防止するよう努めることとする。
- (2) 乙は、保守点検を行う場所もしくはその周辺に第三者が立ち入る恐れがある場合は、危険防止に必要な処置を講じ安全を確保することとする。
- (3) 乙は、事故等が発生した場合、直ちに適切な処置を講じ、速やかにその経緯を甲に報告することとする。

(業務の実施)

- 9 乙は、運転等の記録を事前に検討して状況確認の上で、業務を実施することとする。また、建物、機器類等に損害を及ぼさぬよう必要な養生を行うとともに、終了後には速やかに現状に復帰させることとする。

(実施報告)

- 10 業務を実施したときには、書面により状況を報告するものとする。その際の報告様式は各種法令に基づく点検基準を網羅するものとする。
- ただし、緊急性を要するような故障等があった場合については、その都度報告するものとする。

(受託者の負担範囲)

- 11 保守点検に必要な工具、計測機器等の機材は設備機器に付属して設置されているものを除き、乙の負担とする。
- (2) 保守点検に必要な消耗品、油脂類等は、乙の負担とする。(ただし、支給材料は除く)
- (3) 異常、劣化、不良等により交換した、消耗品以外の機器等の費用負担については、甲・乙協議により決定する。

(業務の引継)

- 12 乙は、次年度の業務委託契約において受託者とならなかったときは、受託者に対し、必要な引継を行うこととする。

## (1) 自動火災報知設備 (R 型)

機 種	摘 要	数 量
R 型受信機 1 系統		1 台
R 型副受信機	8 2 回線	1 台
感知器中継器		5 個
アナログ式煙感知器		3 0 個
スポット型感知器 (差動式)		1 6 3 個
スポット型感知器 (定温式)		2 6 個
煙感知器		2 7 個
光電式分離型感知器	送光器・受光器	1 セット
発信機		2 8 個
表示灯		2 8 個
消火栓起動装置		1 台
常用電源		1 組
予備電源	受信機のみ	1 組

## (2) 防排煙設備

機 種	摘 要	数 量
起 動 装 置	煙感知器	5 6 個
	手動起動	5 8 個
開 閉 装 置	防火扉	1 0 個
	防火シャッター	5 1 台
	排煙口	2 個
	排煙窓	6 個
排煙機	モーター・エンジン駆動	1 台

## (3) ガス漏れ火災警報設備

機 種	摘 要	数 量
中継器		2 個
検知器	警報器内蔵	2 個
常用電源		1 式
配線点検		1 式

## (4) 非常放送設備

機 種		摘 要	数 量
幅 器 操 作 部	増幅器出力	180W	1台
	スピーカー回線	30回線	1台
遠隔操作			1台
スピーカー			50個
音量調整器			1個
常用電源			1式
非常電源		予備電池	1式

## (5) 誘導灯及び誘導標識

機 種	摘 要	数 量
中型 B級・BL型 (20B型) B級・BH型 (20A型)		75台
階段通路誘導灯		33台
信号装置		1台
誘導標識		2枚

## (6) 消火器

機 種	摘 要	数 量
消火器小型	粉末 (加圧) 10本、 強化液・粉末 (蓄圧) 29本	全数 39本
粉末消火器小型 (加圧式)	1～50本	10% 1本
強化液・粉末消火器 (蓄圧式)	1～50本	10% 1本

## (7) 避難設備

機 種	摘 要	数 量
すべり台		1台

## (8) 屋内・屋外消火栓設備

機 種	摘 要	数 量
電動機の制御装置	制御盤	1 台
加圧送水装置	ポンプ及び電動機	1 台
呼水装置		1 台
消火栓	屋内用	28 台

## (9) 連結送水管設備

機 種	摘 要	数 量
送水口		1 台
放水口	ホース無し	5 台

※ 上記の他、令和 8 年 9 月、令和 11 年 9 月に連結送水管設備全般（湿式、1 系統）の耐圧試験を実施

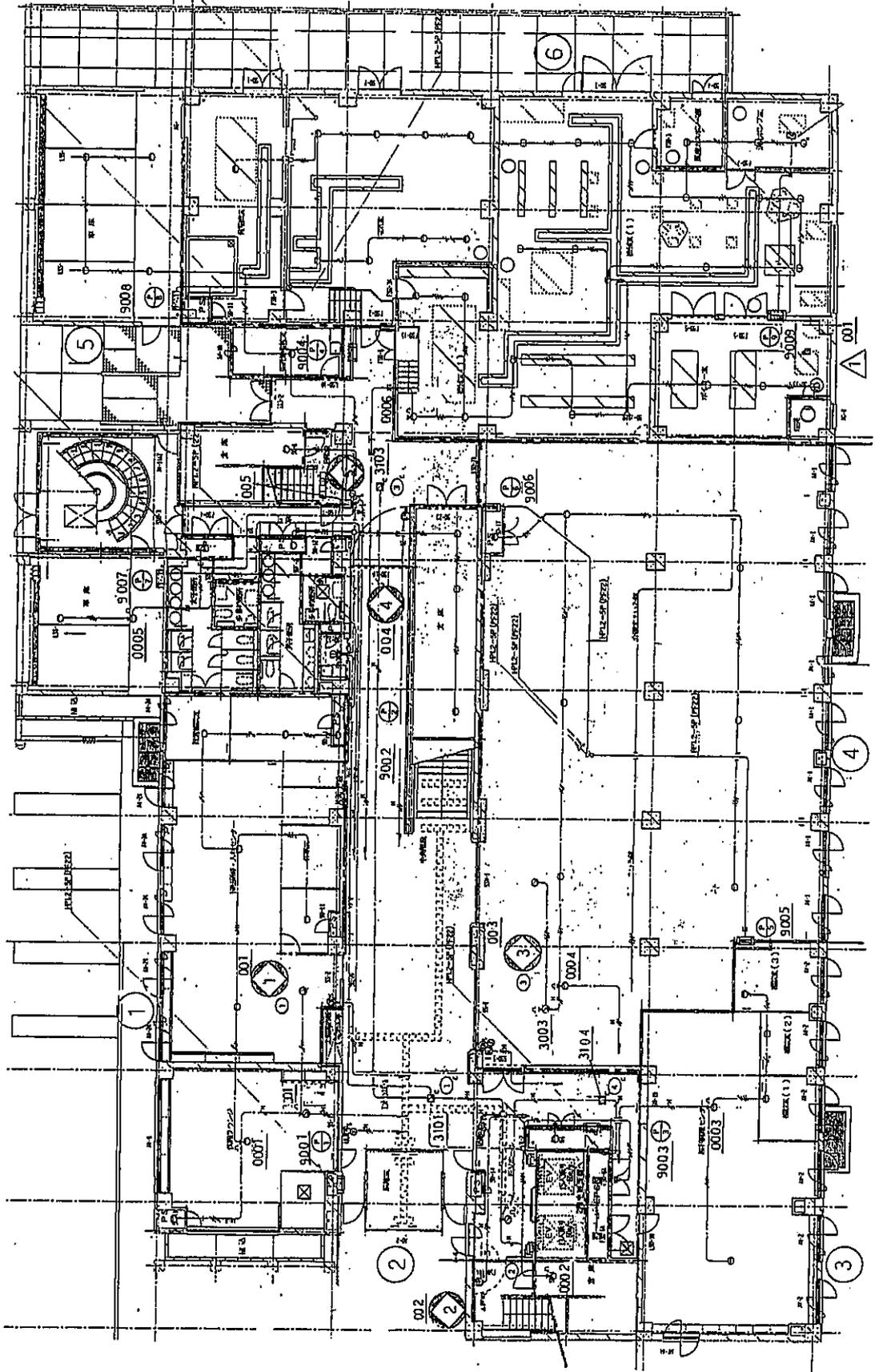
## ※(1)～(9)にかかる設備名等

点検設備名	製造者名・製造番号	型式等
自動火災報知設備 ●受信機	ニッタン(株) RXN-640K2 2023 年製	RXN-640K2 受第 2021-3-1 号 蓄積式
非常警報器具及び設備 ● 操作部・複合装置 ● 増幅器	パナソニック パナソニック	WK-ER500A 2022 年製 WU-PD122
排煙設備 ●排煙機	(株)ミツヤ送風機製作所 2000 年製	LLE No.6 23200 m <sup>3</sup> /h 48mmAg 660min-1
防火扉・シャッター設備 ●連動制御盤	ニッタン(株)	RXN-(J)-61C-2
屋内消火栓設備 ● ポンプ ● 電動機	(株)川本製作所 FUJI	KTK-405×3S-C5.5 MRA6132G-132S
ガス漏れ火災警報設備 ●受信機	ニッタン(株)	RXN-640K2

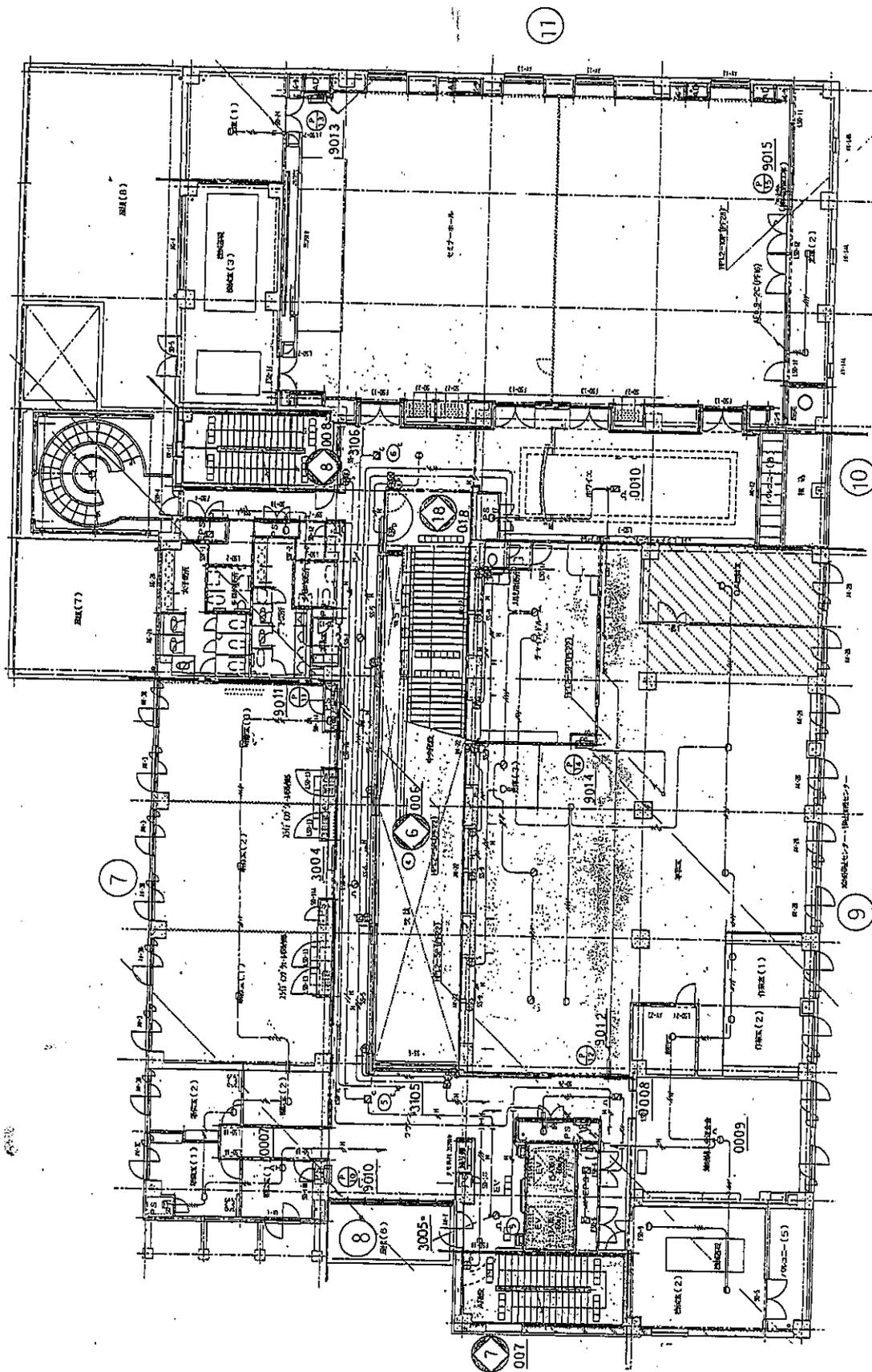
## (10) 非常用自家発電設備

区分	型番等	備考
発電機	松下電器産業(株)ZG-N225SSS、 松下電器産業(株)AS-225	2000年8月製造 (容量 120kw)
原動機	日産ディーゼル(株)PE6T-05	
蓄電池	古河電池(株) MSE150	12個組、2021年5 月製造
充電装置	松下電器産業(株) CH-21	2000年製

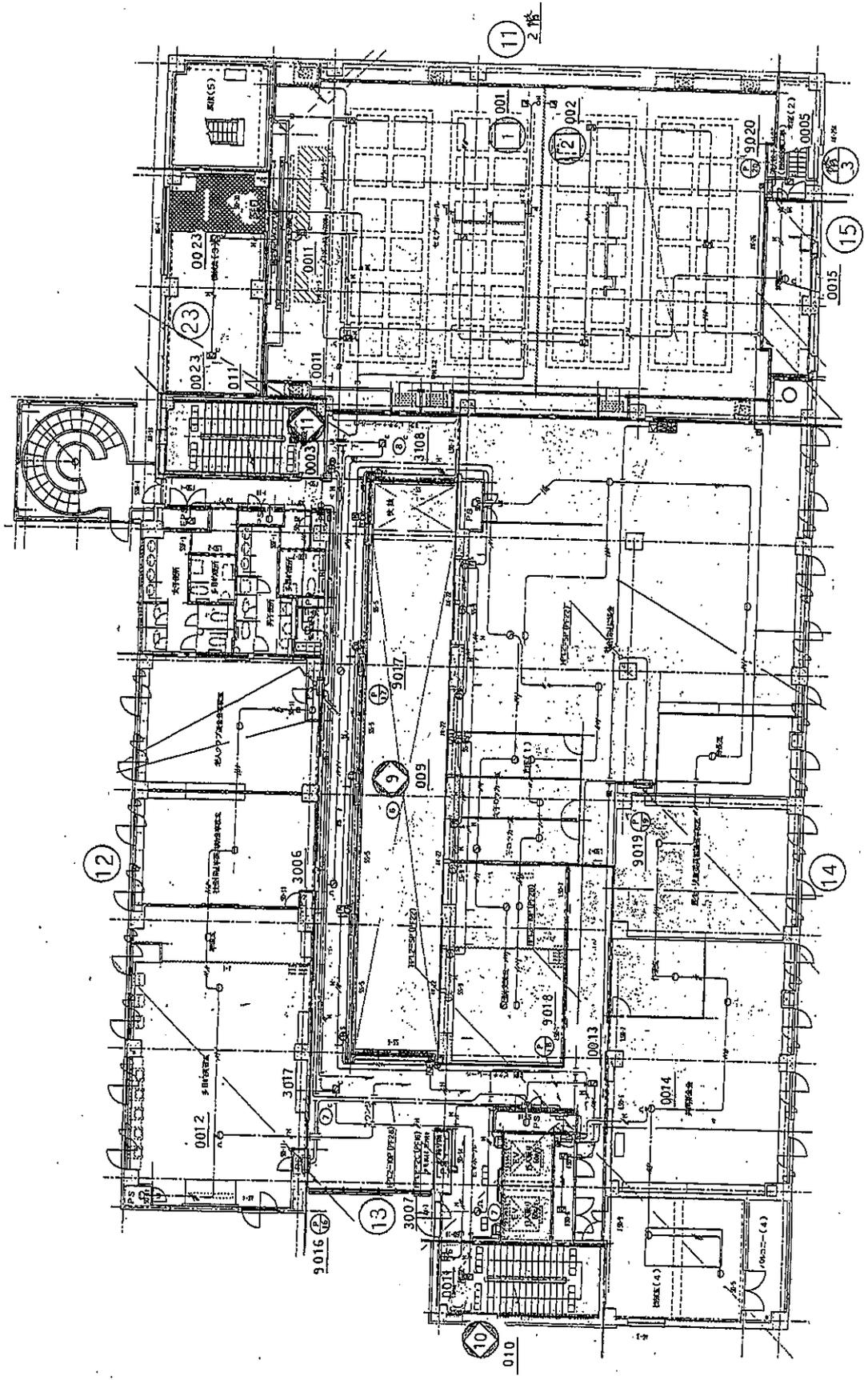
- NO 自火報
- NO 防火戸・シャッター
- NO 防煙口用
- ◇NO 防煙窓用
- △NO ガス漏れ表示用



1 階

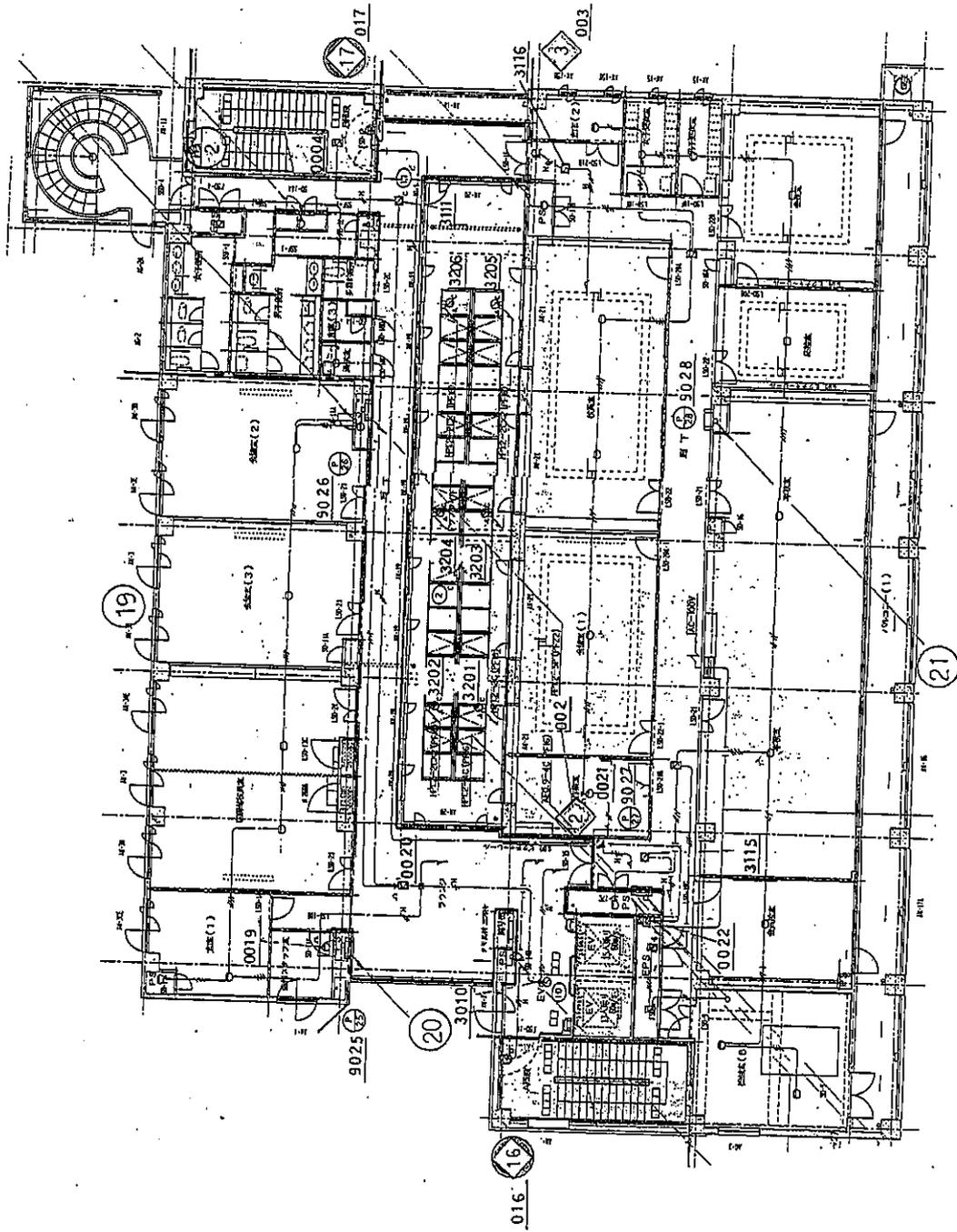


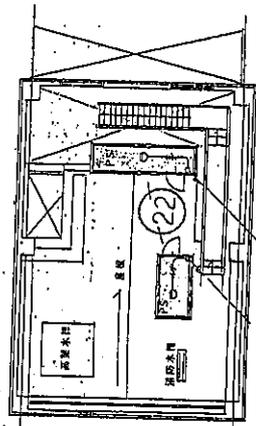
2階



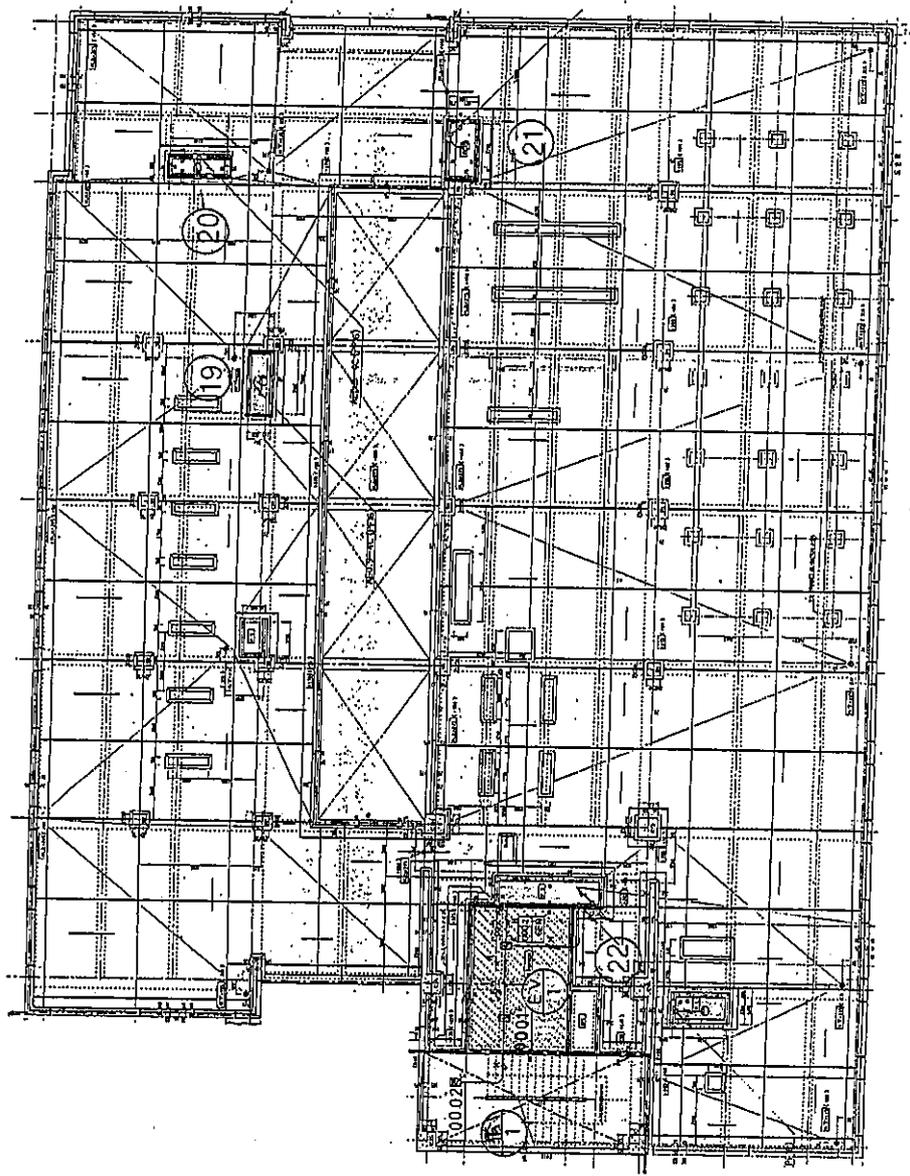
3 階







PH1 階



R 階